

お知らせ なんたん



第60号(3の3)平成20年7月11日発行

妊婦対象事業が変わります

8月1日申請分から、下記のとおり妊婦対象事業が変わります。

妊婦健康診査助成事業について

妊婦健康診査受診票2回の交付を5回に拡充し、35歳以上の妊婦に超音波検査受診票1回を交付します。受診票には、それぞれに受けていただきたい週数があります。妊婦の健康管理のためにも早めに申請していただき、適切な時期に受診票をご活用ください。(注意:受診票に記載されている検査については公費で負担しますが、その他必要な検査をされる場合は、別途料金が必要な場合があります)

母子栄養強化事業について

牛乳の支給に所得制限を設け、市民税もしくは所得税非課税世帯の妊婦と乳児のみを対象とします。妊婦は申請の翌月から出産後3ヵ月が経過した月の月末まで1日1人につき牛乳200cc支給、乳児は生後4ヵ月目の属する月の初日から支給を開始し、1歳を迎える月の月末まで1日1人につき牛乳200ccまたは粉乳30gを支給します。ただし、乳児については特に栄養強化を必要とするものに限り、該当される方は申請してください。

	7月31日申請分まで	8月1日申請分
妊婦健康診査助成事業	・妊婦健康診査受診票2回交付 ・35歳以上の妊婦に超音波検査受診票1回交付	・妊婦健康診査受診票5回交付《変更》(基本の週数) 第1回 妊娠判明~16週まで 第2回 17~22週 第3回 23~28週 第4回 29~35週 第5回 36週以降 ・35歳以上の妊婦に超音波検査受診票1回交付《従来どおり》
母子栄養強化事業	妊婦:全員対象 乳児:市民税もしくは所得税非課税世帯のみ対象。特に栄養強化を必要とする場合に限る。(1日1人につき牛乳200ccまたは粉乳30g)	妊婦・乳児:市民税もしくは所得税非課税世帯のみ対象。乳児は特に栄養強化を必要とする場合に限る。(1日1人につき牛乳200ccまたは粉乳30g)

詳しくは健康課へお問い合わせください。

問合せ先 健康課 母子保健係 TEL(0771)68-0016

8月の母子保健事業日程表

8月の母子保健事業は下記のとおりです。

月日	事業名	対象(月齢等)	場所
8月1日(金)	9~10ヵ月児健診	平成19年10月生	園部保健センター (こむぎ山健康学園)
8月8日(金)	3~4ヵ月児健診	平成20年4月生	
8月11日(月)	2歳5ヵ月児健康相談	平成18年2月生	
8月26日(火)	離乳食教室	生後4ヵ月~1歳ごろの乳児と保護者	日吉保健センター (はーとぴあ)
8月28日(木)	1歳8ヵ月児健診	平成18年11月生	園部保健センター (こむぎ山健康学園)
8月29日(金)	3歳5ヵ月児健診	平成17年2月生	

対象の方には個別に案内・問診票を郵送します。

問合せ先 健康課 母子保健係 TEL(0771)68-0016

浄化槽維持管理業者を装った訪問集金詐欺にご注意!

最近、京都府南部地域で浄化槽の維持管理業者を装った訪問集金の詐欺事件が発生しています。詐欺の手口としては、浄化槽維持管理会社の社員を装い、突然訪問し「浄化槽の維持管理費などと称し、約2万円を請求し架空の電話番号記載の領収書を発行する」という手口です。浄化槽を設置されている方は、下記の点に注意してください。

浄化槽の維持管理契約に記載の維持管理や清掃の回数・料金・支払方法を再度確かめる。
浄化槽の維持管理業者が訪問した際は、相手の資格や身分証明書の提示を求める。不審な点があれば、維持管理作業や支払い前に浄化槽の維持管理契約先に電話確認する。

問合せ先 下水道課 TEL(0771)68-0054 FAX(0771)42-5616

7月1日付け南丹市職員の人事異動

南丹市では、平成20年7月1日付けで人事異動を行いましたので下記のとおりお知らせします。(主幹級以上、()は、旧職)

- 【部長級】・農林商工部長兼商工観光課長 西岡 克己(農林商工部長)
- 【次長級】・企画管理部次長兼総合政策課長 大野 光博(企画管理部企画推進課長)
- 【課長級】・総務部総務課長 神田 衛(農林商工部農政課長)
 - ・総務部税務課長 平野 清久(農林商工部商工観光課長)
 - ・企画管理部企画推進課長 伊藤 泰行(総務部総務課長)
 - ・福祉部社会福祉課長 柘下 辰夫(日吉支所健康福祉課長)
 - ・農林商工部農政課長 上田 利之(美山支所健康福祉課長)
 - ・農林商工部農林整備課長 前田 博文(土木建築部住宅課長)
 - ・土木建築部道路河川課長 小林 守(土木建築部道路河川課長兼庶務係長)
 - ・土木建築部住宅課長 三觜 茂(八木支所産業建設課長)
 - ・八木支所産業建設課長 八木 正司(農林商工部農林整備課長)
 - ・日吉支所健康福祉課長 橋本早百合(総務部税務課長)
 - ・美山支所健康福祉課長 原田 朱美(福祉部社会福祉課長)
- 【主幹級】・市民部環境課主幹 堀江 長(市民部環境課主幹兼生活衛生係長)
 - ・農林商工部商工観光課主幹 八木 忍(農林商工部商工観光課長補佐)
 - ・美山支所地域総務課主幹 倉内 辰彦(教育委員会美山学校給食共同調理場所長)
 - ・教育委員会教育総務課主幹 前田 好久(上下水道部下水道課長補佐)

問合せ先 人事秘書課 TEL(0771)68-0008 FAX(0771)63-0653

犬・猫は飼い主が責任を持って飼いましょう!!

最近、他人の土地や家の前、道路、公園などで犬・猫のフンが放置されるといった苦情や犬の放し飼い、野良猫の苦情などが寄せられています。

動物を飼うことは、動物の命を預かることです。動物が快適・健康に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任が飼い主にはあります。人と動物がともに生きていける社会の実現には、飼い主のモラルとマナーがとても大切です。飼い主のマナーやモラルを高めましょう。

<犬や猫を飼うときには、下記のことを守って、正しく飼いましょう>

- 飼犬には、適切なしつけを行い、他人に迷惑をかけないこと
- 飼犬を公共の場に同伴するときは、その行動を管理すること
- 飼犬のふん便で、道路、公園など公共施設を汚さないこと
- 犬は、登録の手続きを行い、毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせること
- 猫は、放し飼いなどで他人に迷惑をかけないように飼養すること(子猫のころから室内飼育に努めましょう)

問合せ先 環境課 環境企画係 TEL(0771)68-0015

測量・調査作業完了のお知らせ

先のお知らせでお願いしていた生産緑地地区指定に係る地図作成業務にご協力いただきありがとうございました。測量調査の現地作業が完了しましたのでお知らせします。現在、地図作成と合わせ、園部町および八木町の市街化区域内に所有されている農地を対象に、生産緑地地区の指定に向けた事務を進めています。

「生産緑地地区」とは、市街化区域内にある農地などの緑地機能を生かし、計画的・永年的に保全することにより、公害・災害の防止に役立てます。また、豊かな都市環境を形成しようとする農地などを、都市計画決定により生産緑地として指定し、保全する地区のことです。この指定を受けるには、一定の要件を満たす必要があります。

今後、パンフレットなどの資料を作成し、生産緑地地区の指定に向けた地元説明会を行っていく予定です。

問合せ先 都市計画課 計画・指導係 TEL(0771)68-0052 FAX(0771)63-0654